

(第一類 第八号)

第三十八回国会 聚衆院 農林水産委員会議録 第四十二号

(六〇六)

昭和三十六年五月二十六日(金曜日)

午前十一時三十八分開議

出席委員

委員長 坂田 英一君

理事秋山 利恭君 理事大野 市郎君

理事小山 長規君 理事田口長治郎君

理事丹羽 兵助君 理事石田 有全君

理事角屋堅次郎君 理事芳賀 貢君

安倍晋太郎君 飯塚 定輔君

川村善八郎君 久保田円次君

倉成 正君 田邊 國男君

館林三喜男君 谷垣 尊一君

中馬 辰猪君 綱島 正興君

寺島隆太郎君 内藤 隆君

中山 榮一君 野原 正勝君

藤田 義光君 本名 武君

松浦 東介君 森田重次郎君

八木 徹雄君 足鹿 覚君

片島 港君 北山 愛郎君

中澤 茂一君 檜崎弥之助君

西村 関一君 山田 長司君

湯山 勇君 稲富 稔人君

玉置 一徳君 出席國務大臣

農林政務次官 八田 貞義君

水產庁長官 西村健次郎君

委員外の出席者 (水産庁漁政部長) 林田悠紀夫君

日本国有鉄道參長 (當業局配車課長) 武田 啓介君

専門員 岩隈 博君  
五月二十六日  
委員鎌林三喜男君辞任につき、その補欠として倉成正君が議長の指名で委員に選任された。

五月二十五日  
農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇〇号)  
農業保険事業団法案(内閣提出第一〇一号)

は本委員会に付託された。

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十一名提出)(衆法第三〇号)

同(第三号)は撤回された。

農業基本法政府案制定促進に関する陳情書(大分市荷揚町一番地海岸砂地帯農業振興対策審議會長徳安実藏)(第八五九号)

土地改良法の一部改正に関する陳情書(大分市荷揚町一番地大分県土地改良事業団体連合会長小林政治)(第八六〇号)

同(埼玉県議会議長瀬山通)(第九〇八号)

麦作農家の経済安定維持に関する陳情書(埼玉県議会議長瀬山通)(第九〇九号)

麦対策確立に関する陳情書(茨城県常澄村議長飛田仁一外四名)(第九一〇号)

同(熊本県下益城郡豊野村農業協同組合長園田清充外二十名)(第九一一号)

同(香川県知事金子正則外二名)(第九一二号)

沿岸漁業振興法制定に関する陳情書(宮城県議会議長尾代文太郎)(第九一三号)

稚魚採捕の制限禁止に対する法制化等に関する陳情書(東京都港区芝新橋二丁目三十六番地日本釣魚会連盟長高崎達之助)(第九一四号)

農業基本法政府案の一部修正に関する陳情書(大阪市北区宗是町一一番地関西経済連合会長太田垣士郎)(第九四七号)

農業經營資金助成に関する陳情書(高知県議会議長田村良平)(第八五五号)

農業災害補償制度改正に関する陳情書(広島市大手町八丁目百三番地広

海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の期限延長等に関する陳情書(東京都千代田区霞ケ関二丁目一番地海岸砂地帯農業振興対策審議會長徳安実藏)(第八五九号)

同(岐阜市佐久間町六十番地岐阜県農業共済組合連合会長阿部太七)(第九四九号)

同(津市核橋二十目三十一番地三重県農業共済団体連合会議長鶴川秀一)(第九九四号)

同(秋田市土手長町上丁十一・十二番地秋田県農業共済組合連合会長理事渡部正一)(第九九五号)

同(神奈川県愛甲郡愛川町半原四千二百十八番地小倉芳雄外七十九名)(第一〇一二八号)

土地改良法の改正に関する陳情書(大津市東浦一番町滋賀県土地改良事業団体連合会長丹波重威)(第一〇二七号)

麦対策に関する陳情書(大分市荷揚町一番地大分県農業会議長岩井仁蔵)(第一〇二九号)

同(高松市五番地の一四国地区町村議長浜野正雄)(第一〇五三号)

農林漁業者の所得及び生活水準引上げ政策実施に関する陳情書(高松市五番町五番地の一四国地区町村議長浜野正雄)(第一〇五三号)

同(高松市五番地の一四国地区町村議長浜野正雄)(第一〇五三号)

農業基本法政府案制定反対に関する陳情書(鳥取市東品治町二十六番地の三李来)(第九四六号)

農業基本法政府案制定反対に関する陳情書(大牟田市山下町六十八番地鹿児島県農業会議長田中茂穂)(第九八五七号)

農業基本法政府案の一部修正に関する陳情書(大牟田市山下町六十八番地鹿児島県農業会議長田中茂穂)(第九八五七号)

島県農業協同組合中央会長伊藤実雄)(第九四八号)

同(岐阜市佐久間町六十番地岐阜県農業共済組合連合会長阿部太七)(第九四九号)

同(津市核橋二十目三十一番地三重県農業共済団体連合会議長鶴川秀一)(第九九四号)

同(秋田市土手長町上丁十一・十二番地秋田県農業共済組合連合会長理事渡部正一)(第九九五号)

同(神奈川県愛甲郡愛川町半原四千二百十八番地小倉芳雄外七十九名)(第一〇一二八号)

同(神奈川県愛甲郡愛川町半原四千二百十八番地小倉芳雄外七十九名)(第一〇一二八号)

同(大津市東浦一番町滋賀県土地改良事業団体連合会長丹波重威)(第一〇二七号)

同(高松市五番地の一四国地区町村議長浜野正雄)(第一〇五三号)

案(角屋堅次郎君外二十三名提出、衆法第二九号)

水産業改良助長法案(芳賀貢君外二十四名提出、衆法第三三号)

○坂田委員長 これより会議を開きます。

この際お詫びいたします。

ただいま外務委員会で審査中の関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国との譲許契)に掲げたる譲許を修正し、又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件について、外務委員会に連合審査会に付託し、外務委員会に連合審査会開会の申し入れを行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○坂田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、連合審査会を開会する場合の時日につきましては、外務委員長と協議の上追って公報をもつてお知らせいたします。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申入れに付する件

魚価安定基金法案(内閣提出第七四号)

漁業生産調整組合法案(内閣提出第七五号)

沿岸漁業振興法案(角屋堅次郎君外二十四名提出、衆法第三三号)

法律案の趣旨及びその概要につきまし

案(角屋堅次郎君外二十三名提出、衆法第二九号)

水産業改良助長法案(芳賀貢君外二十四名提出、衆法第三三号)

○坂田委員長 次に、内閣提出、魚価安定基金法案及び漁業生産調整組合法案について補足説明を聽取することといたします。西村水産庁長官。

○西村(健)政府委員 魚価安定基金法案の提案理由につきましては、過日御説明申し上げた通りであります。本法律案の趣旨及びその概要につきまし



占める中小の漁船漁業は一般にその經營が不振であります。なかなずく、サンマ、イカ、アジ、サバ、イワシ等いわゆる多獲性の大衆魚の採捕を目的とする漁業については、時期的な過度の漁獲により、陸揚げ地の輸送、保蔵、加工等の処理能力の限度を越えて陸揚げが集中するため、魚価が暴落し、いわゆる大漁貧乏の現象を生ずることがしばしばあります。その経営が著しく不安定となつておりますことは、すでに提案理由で御説明申し上げた通りです。このような中小漁業の經營の安定をはかるためには、一方において陸揚げ後における水産物の流通を調整することが必要であります。他方、この種の漁業の特質上、その前提として漁業生産自体の調整を行なうことが必要となつて参るのであります。

かような見地に基づきまして、今般別途御審議うことといたしております。

魚価安定基金法案を提出いたすとともに、必要な場合に国が直接

漁業生産活動の規制に関する命令を発することによつてこれを補完する措置を講ずることができることとし、今回この法案を提出した次第であります。

次に本法案の内容について概略御説明申し上げます。

この法案の骨子の第一点は、この法案の適用を受ける漁業は政令で指定することとしていることであります。こ

の指定の対象となるのは、一定の海域において多獲性の水産物の採捕を目的

とする漁業であります。その指定の要件は二つあります。その第一は、

その漁業を営む者の中で中小漁業者の

占める地位が高いこと、すなわち、その漁業を営む者の総数の三分の二以上

が中小漁業者であり、かつ、その漁業における生産活動の相当部分が中小漁業者により行なわれることを必要としております。その第二は、生産の

調査を必要とする事態であること、すなわち、時期的に過度の漁獲が行なわ

ることにより、しばしばその漁獲物の価格が著しく低落し、その結果その漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、または阻害されることがあります。このよ

うな要件に合致する漁業を政令で指定するのであります。この指定の仕方は、一定の操業区域において一定の魚種の一定の漁法により採捕する漁業と

象としては、さしあたり、千葉県以北の太平洋におけるサンマ操業受網漁業、

山陰地方におけるアジ・サバ・イワシ

まき網漁業、東海、黄海におけるア

ジ・サバ・まき網漁業、青森県沖合いの

太平洋におけるイカ釣漁業等を考えております。

第二点は、組合の設立の仕方であります。組合は法人としておりますが、組織の原則としては、この種の組合の例に準じ、營利を目的としないこと、組合員が任意に加入しましたは脱退するこ

とができること、組合員の議決権及び選舉権が平等であることの三つの要件を備えなければならないこととしてお

ります。組合は指定漁業ごとに設立するものとし、かつ、重複設立を避ける

ため、指定漁業ごとに一個としており

ます。指定漁業は、さきに申し述べました通り、一定の操業区域ごとに指定することになりますので、組合は、陸上の地区によらず、一定の操業

区域を単位として設立されることになります。また、一たび設立された組合は、この種漁業の性格にかんがみ、対象漁業が指定漁業としての要件を備え

るものとして指定を受けている限り、

一時的な事情に左右されず、常時存置し得るものといたしております。次に、組合員たる資格につきましては、

小規模の漁船を使用して営む者について、漁獲量の全体に占める割合も少

なく、また経営の規模が零細なために、組合員に参加せしめることが必

に、調整事業に参加せしめることが必ずしも必要かつ適当とは考えられぬ

場合もありますので、組合の定款で一定規模以上の漁船を使用する者に限

定することができるといたしてお

ります。組合の設立の要件としては、一定規格以上の漁船を使用する者に限

定することができるといたしてお

ります。他の一つは、組合員に付する水産物の採捕、運搬または陸揚げに

に關する一般的な制限であり、具体的には休漁日の設定、漁獲物積載数量の

制限、運搬船の使用隻数の制限等を予定しております。他の一つは、組合員

の一部を対象とする陸揚げの制限であります。一定の事態において一般的な制限を行なつてもなお調整事業が十分な効果をあげ得ないような場合、こ

れを具体的に申しますと、サンマ漁業において一定の港に陸揚げをしようとする漁船の漁獲物がその港における輸

送、保管、加工等の処理能力を越え、かつ価格が著しく低落するような場合におきまして、一部の組合員の漁船に對して陸揚げの停止をさせることを予定しているのであります。この場合に

は、その対象となる組合員に一種の犠牲をすることになりますので、組合がその組合員に調整金を支払うこと

とするとともに、魚価安定基金からそれを有する組合員の漁船に

対しては、調整規程と同様の趣旨が協約は、組合員と取引關係がある事業者との間においても締結することができます。そのほか、組合

の組合に対し、それに対する経費の全額または一部を交付することとしてお

ります。

組合が以上の調整事業を実施しようとするとする場合には、制限の種類、方法、

農林大臣の認可を受ける必要があります。漁業者の協同組織による經濟実施の期間等を調整規程で定め、農林大臣の認可を受けなければならぬことがあります。

第四点は、漁業生産活動の規制に関する命令であります。すなわち、組合の自主的な生産調整事業では十分な効

果をあげ得ないような場合には、一定

の要件のもとに農林大臣が直接に組合の調整事業と同様の制限を定めて組合員たる資格者全員に対しこれに従うべきことを命ずることができる」としてあります。そして、その発動は、組合員たる資格を有する員外者の漁業生産活動が調整事業の前提となっている経営不安定の事態の克服を阻害しており、または組合の統制力が十分でないため自主的な生産調整ではかかる事態の克服ができず、もしくはその方法が適当でないと認められる場合において、このような状態の継続することが當該漁業の經營の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときにつけて行なわれるものとしているのであります。この命令の内容は、當該組合の組合員たる資格者が行なう當該漁業の目的とする水産物の採捕、運搬または陸揚げに関する一般的な制限について、當該組合が総会の議決を經て農林大臣に申し出た場合に限り、當該組合の調整規程の内容を参考して定め、農林省令をもつてする」といたしております。

第五点は、いわゆる独禁法の適用除外についての定めであります。すなわち、農林大臣の認可を受けた調整規程または組合協約及びこれらに基づいてする行為には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、不公正な取引方法を用いるとき等を除いては適用しないこととし、他面、農林大臣は調整規程もしくは組合協約の認可をしようとするとき、または漁業生産活動の規制に関する命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議

しなければならないものとしております。

第六点は、農林大臣は、漁業の指定に適当でないと認められる場合において、このように状態の継続することが當該漁業の經營の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときにつけて行なわれるものとしておりま

午後三時八分開議  
○坂田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、魚価安定基金法案、漁業生産調整組合法案、角屋堅次郎君外二十四名提出、沿岸漁業振興法案、角屋堅次郎君外二十三名提出、水産物の価格の安定等に関する法律案及び芳賀貞君外二十四名提出、水産業改良助長法案に対する質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。湯山勇君。

間、空間の移動をなさしめる用途を持つものでございますが、冷蔵庫などを作つてもとても採算が合わぬから、こ

れは理屈倒れだといふふうな意見を述べる向きもあるようでござりますけれども、私どもは、たとえば日本冷蔵の

規制に関する命令をしようとするときは、中央漁業調整審議会に諮問しなければならないものとともに、この法律の施行に関する重要な事項についても同審議会の意見を聞くことができるものとしております。このため、中央漁業調整審議会の委員の増員をかり、新たに一般消費者及び関連事業者をも委員に加え、さらに、部会の設置もできるようにして、この法律の適正な運用に資したいと考えております。また、調整規程もしくは組合協約または

漁業生産活動の規制に関する命令の実施が関係都道府県における水産業に著しい影響を及ぼすと認めるときは、調整規程もしくは組合協約の認可をしません。湯山勇君。

○湯山委員 私は農林大臣の御出席をお願いしておつたのです。という意味は、政府提案による二法案は、所得倍増計画、つまり、生産性の増強あるいは近代化、そういう趣旨といさかかじめその都道府県知事の意見を聞かなければならぬものとしております。

○大野市郎君。この際一、二点政府にお伺いをしておきたいと思います。二十五日の参考人の方々の御意見を承つても、われわれが常識的に心配をしておりました数点を指摘して、この

質疑の通告がありますので、これを許します。大野市郎君。

午後零時三分休憩

以上のか、組合の管理、解散等につきましては、この種の組合の例に準じ所要の規定を設けるとともに、組合の事業に対しては、農林大臣が十分な監督を行なうこととし、一定の場合には組合に対し必要な措置をとるべきことを命じ、あるいは組合の解散を命ずることができるものとしており、さらには、この法律の違反に対する处罚として、実効の確保をはかつておりま

す。また、組合の事業については一定の場合に非課税の特典を認める等のた

め、附則で関係法律の改正をすることといたしております。

○坂田委員長 それでは、午後一時より再開することとし、暫時休憩いたしました。

○湯山委員 あるにはあるのですが、ちょっと大臣に対する質問を先にしてからの方がこちらの方は工合がいいのかと思ふのですが、いろいろなところがございました。それで、そろお願いしたいと思います。

○大野市郎君 あるにはあるのですが、ちょっと大臣に対する質問を先にしてからの方がこちらの方は工合がいいのかと思ふのですが、いろいろなところがございました。それで、そろお願いしたいと思います。

○西村(健)政府委員 魚の流通改善については、この法律で考慮されておりません。そこで、流通の問題に対しても、手近な問題としまして、冷蔵庫の設備によつて、大量にとれたそらいう魚類を消費したいときに消費したい場所に、時

つものでございますが、冷蔵庫などを作つてもとても採算が合わぬから、これは理屈倒れだといふふうな意見を述べる向きもあるようでござりますけれども、私どもは、たとえば日本冷蔵の企業が企業として隆々たる成績をあげておる、株価などを見てもなかなかはち切れるような値段で取引が行なわれておる状況を見ますと、ほんとうに真剣に冷蔵庫の機能というものを考へるならば、打つ手があるはずだ、こんなふうに思つておるわけであります。そういう観点から伺いたいのは、受けられますので、その点は政府の基本的な政策に關係がありますから、ぜひ受けられますので、その点は政府の基

本的な政策に關係がありますから、ぜひ受けられますので、その点は政府の基

本的な政策に關係がありますから、ぜひ受けられますので、その点は政府の基

本的な政策に關係がありますから、ぜひ受けられますので、その点は政府の基

本的な政策に關係がありますから、ぜひ受けられますので、その点は政府の基

まず第一に申し上げられることは、漁業生産調整組合、魚価安定基金、それのみをもつてして魚価安定ができる。こういうふうには毛頭考えておらないわけであります。問題は、根本的に、やはり、とられた魚が片や終局的に消費があるとすればそれと円滑に結びつける、こういうことが大事であります。これを産地について考えますと、冷蔵庫のみならず、あるいはその他の加工施設、あるいは輸送の問題、これらは総合的な問題として考えなければならない、こういうふうに考へなければなりません。しかしながら、大衆的な多獲性の魚類につきましては、時期的に非常に集中してそれらの加工がござりますと、これは企業的には全然採算ベースに乗らない。現在いろんな私企業が經營しておりますが、冷蔵庫は企業採算ベースといふものと考えてやつておるわけでござります。しかしながら、一方多獲性の大衆魚類については、それでは間尺に合わないといふことがござりますので、幸い一般的な問題としまして、本年度の予算におきまして、冷蔵庫は産地に二カ所建設する補助金がつきました。これにつきましては、今後とももう少しやり方を根本的に考える必要があるのではないか。いつまでも企業的なベースのみからこの問題を判断していく場合には容易に伸びない面もあるのじやないか。私の方もいろいろ検討い

たしまして、しかば、冷蔵運搬船というようなものを時期的にこれをハイヤーして借りまして、これを港において処理するなり、あるいはそこで冷凍するというような、動く冷蔵庫といふものも検討して参ったわけござります。しかば、これを保有しはあるいは運営するものをどこにするかという点も関連して一つ結論を出したいといふことで、せっかく今検討しておるわけございます。

なお、流通改善につきましては、そういう物的施設をすることながら、情報の交換といふことが大事であります。それが今日よりもより円滑にいけば、そこのおづから価格形成の妥当なものができる可能性があるということをもたらす。しかしながら、一方多獲性の大衆魚類については、それでは間尺に合わないといふことがござりますので、幸い一般的な問題としまして、本年度の予算におきまして、冷蔵庫は産地に二カ所建設する補助金がつきました。これにつきましては、今後とももう少しやり方を根本的に考える必要があるのではないか。いつまでも企業的なベースのみからこの問題を判断していく場合には容易に伸びない面もあるのじやないか。私の方もいろいろ検討い

たしまして、しかば、冷蔵運搬船といふものから簡単に一定の尺度ができないといふところに今日の悩みがあるわけでございまして、この点につきましては、どういう質問をしたわけでござります。

○大野(市)委員 冒頭申し上げました消費地が生産地かという問いは、消費地は企業ベースに乗り得るわけです。そこで、これはわかつてることですけれども、そういう質問をしたわけで、今年は産地に多少でも手がつく。そこで、漁獲地で魚の水揚げの種類がそれぞれ違ひのだから、そうすると、今のあなたの動く冷蔵庫といふ着想は、私は非常にいわうるが、そこのおづから価格形成の妥当なものができる可能性があるということをもたらす。しかしながら、参考人の諸君のお話を承つても、実際あいうふうな工合で捨てる、ウジがわいて肥料にささも扱はれて、ウジがわいて肥料にささも扱い手がないといふうな、資源のまことにむだな放棄がたびたびあるのですから、そういう意味で、動く冷蔵庫といふものにその建造費を思い切って補助を出すというような方法を立案され、そしてこれらを何台か作って、漁期によってその水揚げ港を指定したり、いろいろな条件を考えてやるならば、動く冷蔵庫がからで遊ぶといふことともなくできる理屈でありますから。

○西村(健)政府委員 実は、今動く冷蔵庫と申しました点につきましては、単に冷蔵のみならず、あるいはそれをできるだけ借りて借りて、これを港において処理するなり、あるいはそこで冷凍するというような、動く冷蔵庫といふものも検討して参ったわけござります。しかば、これを保有しはあるいは運営するものをどこにするかといふことで、せっかく今検討しておるわけござります。

○西村(健)政府委員 実は、今動く冷蔵庫と申しました点につきましては、単にその船の建造費の補助といふことでなく、周年どういうふうにオペレートしていくかといふようないといふことを考えておるのであります。昨年からずっと検討はいたしておりましたが、問題は、単にその船の建造費の補助といふことではなく、周年どういうふうにオペレートしていくかといふようないといふ点も考慮ないと、いたずらに過剰投資になるという点もありますので、私はぜひそういうものを実現する方向に向かって検討して参るつもりでおります。ただ、この問題は、その保有主体とか、建造主体とか、あるいはそれを現実にどういうふうに使うかといふ問題、これは、漁業者団体なり、その経済的事業をやる組織といふものの関連で、にわかに簡単には参らない点もございます。私ども実は結論は出ておりませんが、いずれにいたしまして、私はぜひそういう事例は、漁業者が割に小さな漁業協同組合がみずから手で出荷しているという例は割に少ないとございます。実際に最終的にたとえば消費地まで漁業協同組合がみずから手で出荷しているという例もたくさんございます。むしろ、そういう事例は、漁業者が割に小さい漁業者、いろいろな階層がまじつていていよいよ小さなところ、しかもそこは組織ががっかりしている、こういうところで東京の近県にもそういうところがござります。そこでは陸揚げ地から全部漁業協同組合で共同出荷している。これは、立地条件も東京に近い、漁獲する魚種も割に高級といふことでございますが、そういう地区漁協は非常にその面でここ二、三年来組合の経営が改善される、ひいては漁業者の利益が増大しております。しかし、一方、非常に大きな漁港にならざるもござりますけれども、非常に大き

れば、常時満腹な形での配船ができるといふことが想定されるのですか。  
○西村(健)政府委員 生産地市場と申しましても、現実にそこでやつてある問題がありますし、さらに、そのことは、その歴史的なものから簡単に一定の尺度ができないといふところに今日の悩みがあるなら、せっかくそういう想があるなら、これを次の国会にはぜひ一つそろへてあります。私は今後はつきりした姿を出すべく努力して参りたい、こういうふうに存じております。

○西村(健)政府委員 いただきたいが、長官のお考えはいかがですか。

○西村(健)政府委員 実は、今動く冷蔵庫と申しました点につきましては、単に冷蔵のみならず、あるいはそれをできるだけ借りて借りて、これを港において処理するなり、あるいはそこで冷凍するというような、動く冷蔵庫といふものも検討して参ったわけござります。しかば、これを保有しはあるいは運営するものをどこにするかといふことで、せっかく今検討しておるわけござります。

○西村(健)政府委員 生産地市場と申しましても、現実にそこでやつてある問題がありますし、さらに、そのことは、その歴史的なものから簡単に一定の尺度ができないといふところに今日の悩みがあるなら、せっかくそういう想があるなら、これを次の国会にはぜひ一つそろへてあります。私は今後はつきりした姿を出すべく努力して参りたい、こういうふうに存じております。

○西村(健)政府委員 いただきたいが、長官のお考えはいかがですか。

○西村(健)政府委員 実は、今動く冷蔵庫と申しました点につきましては、単にその船の建造費の補助といふことではなく、周年どういうふうにオペレートしていくかといふようないといふ点も考慮ないと、いたずらに過剰投資になるという点もありますので、私はぜひそういうものを実現する方向に向かって検討して参るつもりでおります。ただ、この問題は、その保有主体とか、建造主体とか、あるいはそれを現実にどういうふうに使うかといふ問題、これは、漁業者団体なり、その経済的事業をやる組織といふものの関連で、にわかに簡単には参らない点もございます。私ども実は結論は出ておりませんが、いずれにいたしまして、私はぜひそういう事例は、漁業者が割に小さな漁業協同組合がみずから手で出荷しているという例は割に少ないとございます。実際に最終的にたとえば消費地まで漁業協同組合がみずから手で出荷しているという例もたくさんございます。むしろ、そういう事例は、漁業者が割に小さい漁業者、いろいろな階層がまじつていていよいよ小さなところ、しかもそこは組織ががっかりしている、こういうところで東京の近県にもそういうところがござります。そこでは陸揚げ地から全部漁業協同組合で共同出荷している。これは、立地条件も東京に近い、漁獲する魚種も割に高級といふことでございますが、そういう地区漁協は非常にその面でここ二、三年来組合の経営が改善される、ひいては漁業者の利益が増大しております。しかし、一方、非常に大きな漁港にならざるもござりますけれども、非常に大き



わっておりますか、こういう点に対し  
て一つ承りたいと思います。

○西村(健)政府委員 イカの加工につ  
きまして、ただいま大野委員のお話の  
よろな技術があることは承知いたして  
おります。また、一方、北海道におきま  
しては、そのイカの皮を処理して取り  
去るということで、これがこのごろ多  
くなりましたフィッシュ・ソーセージ  
の原料になるということも言われてお  
りますが、この方は企業的にはまだ難  
点があるということござります。そ  
ういう点におきまして、率直に申し  
まして、私の方として特にこれを一  
般的に伝達するということについて積極  
的な措置はとられておりません。しか  
し、私は、この問題は、実は、研究機関全  
般の問題と関連して、一つこういう問  
題があるのでないか。たとえば今のが  
加工の問題、——魚資源の問題等は原  
始的な問題として一つ取り上げなくて  
はいけませんけれども、加工の問題等  
につきましては、これは今八海区にあ  
ります研究所で部分々々でやるとい  
うことでもなくして、今後は、統合して、あつ  
と大きなスケールで、しかも国でやる  
場合には基礎的なものをやるというこ  
とでやつて、その成果を各府県の研究  
所なりを通じて一般に知らしめるよう  
にしていきたい、こういうふうに考  
えております。

○大野(市)委員 たとえば、一例をあ  
げれば、研究所がイカのようなあ  
い魚類の加工に着目をして普及させ  
る。今のお話ですと、それを地方全体  
に普及させるまでに至っていないとい  
うお話で、はなはだ残念であります。  
やはり、そういう成果が出たならば、  
イカの漁獲をする地方がたくさんある

のですから、そういうところにやはり  
普及して奨励をするということが、一  
つの魚価の安定にもなり、漁民の生活  
の安定にもなる。だから、宝の持ちぐ  
さにならないようお願いしたいと  
思います。

同時に、研究所のように地方に置か  
れてある国の機関が活動を開始するに  
あたって、旅費がまことに少ない。そ  
のために、漁区の指導に出かけたいが  
旅費がない。そこで、やむを得ないも  
のですから、理解のある各調整漁区の  
方々に後援会みたようなものを作つて  
いただきて、そこで運用の援助を受け  
ておるという実態もわれわれは知つて  
おるわけですが、こういうことでは  
せつかくの機関が意図に燃えながら活  
動がとめられておるのであります。が、  
こういう活動費に事欠くようなことで  
あっては、まことにせつかくの心尽く  
しが役に立たないのであります。が、長  
官としてそういう問題に対してもどのよ  
うに考えておりますか。

○西村(健)政府委員 研究機関の研究  
費が少ないということは全般を通じて  
指摘のような点につきましては、でき  
るだけ改善して参りたいと考えており  
ます。

○大野(市)委員 あなたの方の機関な  
んだから、予算の原案はたっぷり要求  
してもらわない分には、行政組織の上  
で、われわれが気がついても、なかなか  
か立法府と行政の立場がありますの  
で、残念な結果になりますが、そない  
うことで善処を願います。

そこで、漁獲の問題でありますが、  
端緒があるので、これの調査費を取  
り

れたことはまことにけつこうでござ  
りますが、この日本海といふあいだ  
両方の首を締められたような海で、そ  
こで生活をしておる漁民がたくさんあ  
るのです。遠洋漁業とかあるい  
は太平洋沿岸の漁業につきましては相  
当手厚いいろいろな施策が見られます  
が、これは、漁獲量が飛躍的に多くなつ  
ておりますから、国策の見地からこ  
れまで当然だと思つて是認をします。し  
かし、日本海といふよくなああいうと  
ころに住まねばならぬ漁民、そういう  
ものの生活の向上のためにも新漁場の  
開発は緊急の要件であります。が、日本  
海の中で生息し、日本海の中で成長し  
て食せんに上えることのできるたくさ  
んの魚種があることを研究所の所員の  
口からもわれわれ報告は聞くのであり  
ますが、全体として日本海内における  
漁場の調べといふことについていかな  
く見通しを持つておられましたよ。が、  
これについて伺いたいと思います。

○西村(健)政府委員 日本海における  
魚族資源の生物学的な観察につきまし  
て、私がたまいまこまかい資料を持って  
申しまして、日本海の漁業といふのは  
決して恵まれた地位ではない。こうい  
うこととは事実でござります。片や、最  
近極前線の漁場の調査といふことを本  
年度の予算から実施いたしております  
が、やはり、今後調査によってなお開  
発すべき余地は相当あるといふふうに  
考へております。数年前に実施しまし  
た日本海流の調査とはまた別の意味に  
おきまして、この極前線の調査のほか  
に、もし調査するのに適當でありかつ  
価値あるものならば、これは十分積極

的に取り上げて参りたい、こういふふ  
うに考えております。

○大野(市)委員 ただいまの飛行  
機によります天然色写真を利用して漁  
場の調べといふことについていかな  
く見通しを持つておられましたよ。が、  
これは、試験研究の域を脱しませんけれど  
も、東北区水産研究所でサンマについ  
て写真をとつてやつております。従い  
まして、この問題は、日本海についても  
もしこれを適用する方がよろしいとい  
て、しかもそれが輸送力といふ流  
通の改善によつて可能になるといふ  
のでありますから、そういう趣旨  
でお願いしたい。これは希望であります。

まだまだ国民は魚の消費を欲してお  
るのですが、これにつきましては、  
は、試験研究の域を脱しませんけれど  
も、東北区水産研究所でサンマについ  
て写真をとつてやつております。従い  
まして、この問題は、日本海についても  
もしこれを適用する方がよろしいとい  
て、しかもそれが輸送力といふ流  
通の改善によつて可能になるといふ  
のでありますから、水産廳においては、  
うことであれば、私どもの方も積極的  
に考えてみたい、こういふふうに思つ  
ております。

○大野(市)委員 そういう工合で、ま  
だ調査方法として確定的なものかどう  
か、今の御答弁によると研究中のよう  
なわけでござりますから、この点はく  
なわけでござりますが、現地の声は、そ  
う多く申しませんが、現地の声は、そ  
ういう漁場確定の方法があるのだからせ  
ひやつてくれ。こういう要望が強いの  
であります。試験的にも、それが確実  
に行つて、その結果をまたわれわれにお  
思ひます。

○八田政府委員 ただいま、大野委員  
から、日本海漁業の振興、その再出發

知らせ願いたいと思います。特に、日  
本海にすむところの、そこで生まれ、  
そこで成長し、そこで漁獲の可能な魚  
類については、現地の研究所の方では  
非常に力強いことを地元の者には言明  
をしておりますので、中央の長官であ  
るあなたが、日本海はどうも貧しいの  
じやなかろうかと概念的にきめられる  
ということは、すべての予算措置や行  
政措置のところで大きな出発点のすれ  
違いになる心配がありますから。ぜひ  
一つ日本海漁区といふものの振興とい  
うことをもう一度白紙で一つ洗い出し  
ていただいて、手近なところにそういう  
う漁場がありたいと思います。

○西村(健)政府委員 ただいまの飛行  
機によります天然色写真を利用して漁  
場の調べといふことについていかな  
く見通しを持つておられましたよ。が、  
これは、試験研究の域を脱しませんけれど  
も、東北区水産研究所でサンマについ  
て写真をとつてやつております。従い  
まして、この問題は、日本海についても  
もしこれを適用する方がよろしいとい  
て、しかもそれが輸送力といふ流  
通の改善によつて可能になるといふ  
のでありますから、水産廳においては、  
うことであれば、私どもの方も積極的  
に考えてみたい、こういふふうに思つ  
ております。

○大野(市)委員 そういう工合で、ま  
だ調査方法として確定的なものかどう  
か、今の御答弁によると研究中のよう  
なわけでござりますが、現地の声は、そ  
ういう漁場確定の方法があるのだからせ  
ひやつてくれ。こういう要望が強いの  
であります。試験的にも、それが確実  
に行つて、その結果をまたわれわれにお  
思ひます。

○八田政府委員 ただいま、大野委員  
から、日本海漁業の振興、その再出發

についてのいろいろな御見解をお漏らしあげました。おもに感心でござります。

その他、今後御指摘の方向に向かいまして実現に努力して参りたいと思います。

（大野市）委員 次に 價格の問題であります。これがには生産者価格と消費者価格とございますが、魚は新鮮でありますと値が高いのは当然でございまして、タイ一枚見ましても、あるいはサンマ一尾見ましても、鮮度の落ちたものが安くなるのはやむを得ないと存じます。これはよく承知しております。ただ、この問題で、たとえば魚の小売店の店舗などについては、厚生省が非常に強い行政指導をして、このごろ、魚屋を開店するには、店先に冷蔵設備をして、ガラス張りの冷凍設備の中に魚を陳列しないと商売を許さないというような強い行政指導をいたしております。これは大へんわれわれ国民の生活にとってはけつこうなことだと思います。その点で、問題は、生産者がら水揚げされると、問屋の手に入って、仲買人を通して小売店に持つてこられるのであります。しかし、何とか、先ほど冒頭に出ました一時冷凍しておく設備がありますと、値くずれがないのはみんなが知つております。しかし、これは漁業協同組合の力關係があつて、なかなか全国組織の結束が農業協同組合ほどにいかないような事柄が、指導者の能力の關係でなくして、漁業の取引の実態のためにその辺がむずかしいということも承つて

金銭的にならぬかしい点を理解してあります。それだけに、國の力で地区の漁業協同組合に何とかもつと力をつけて、そして、そこらの沿岸漁業の漁船が上がるところに冷蔵庫設備を拡充させるということならば、私はそういうむかしくないと思います。なぜかといふのに、地方の水揚げ地であり、ごく近くに消費地のあるそういう港々には、一年に一回しか水揚げがないなどといふ港はないのでありますから、私は、研究の成果に待つならば、採算的に可能な場所で計画をして、何月はどこの魚をどうよろな工合で漁民は計画して魚を水揚げしておりますから、私は、研究の成績がたくさんあると思います。ただ、ほんとうにおくと、先ほど言いましたように、その日に追われて、そういう經濟行為の計画が立たないです。何とかこれを水産庁の方で、大きな消費地と大きな水揚げ地だけでなく、もつと各地の中小規模の水揚げ地にこれらの措置を及ぼしていただきたいと思いまます。が、何かいい工夫はございませんか。この点、もう一回承りたい。

在の漁業協同組合と、いろいろなのが、漁業協同組合としてはあまりに小さきもので、この点につきましては、今後、漁業協同組合をもつて大きな経済単位に合併を促進して参る。こうしたことにおいて、そことおいて物的な施設をどう考慮していくかということは、それより並行して、個々の地区々々に応じた施設対策を講じて参りたい、こういうとううに考えております。

さくらんぼの栽培にかかる費用は、年々増加の一途を辿り、その他の作業費も年々増加の一途を辿っています。そこで、今後もこの傾向が続いたら、生産者としての負担がますます大きくなることになります。そこで、生産者の立場から見ると、この問題は非常に重要な課題です。

味で、ただいまの浅海増殖の一例へありますから、そういうふうに御めざましでも、せつかく地元の要望があり上がつてきておるところでありありますから、加工の面あるいは冷蔵庫の設備などのめんどうというような新しいつかの流通の面の問題がござりますので、こういう点に対しても、ふんだんに、一つ次回は張り切っていただきたい。この点は、特に八田政務次官にて、もとよりお望みだらうと思いまして、この際御決意を承つて、私の疑惑を終りたいと思います。

○八田政府委員 浅海増殖の問題にきましては、ただいま長官からお述べいたしましたように、非常に要望がくなつておるわけです。明年度の予につきましては、御要望に沿うよう努力いたしたいと考えております。

○坂田委員長 川村善八郎君。

○川村(善)委員 長官に二、三点おいたしますが、先般の参考人の意見を聞いてみると、いずれも流通対策の点で一番問題になつてゐる、たゞいま大野委員からも流通があるのは輸送の面で非常に意見が分かつたように思われるのであります。そこで、この輸送の面では、あち

すう。強との流のち通意伺に算高べつ質すい、たんの幾備ます盛あ意

て、その地区漁協が実力のあるものでなければならないことが言われるわけですが、いまして、その点につき

○西村(健)政府委員 浅海増殖につきましては、私どもは毎年その拡充に努力して参つておるわけでございます。

実は外側から思つておるのであります  
が、これは、一つ、何としても海の平  
白質の要求は非常に激烈で強いのです

りまして、北洋漁業の関係などで行き詰まりがありましても、まだまだ方法によっては国民の蛋白資源の獲得が可能なはずでありますから、そういう意味で、ただいまの浅海増殖の一例上げましても、せっかく地元の要望がござりますのから、加工の面あるいは冷蔵庫の設備などとのめんどくさうな新しい幾つかの流通の面の問題がござりますので、こういう点に対しても、ふんだんに、一つ次回は張り切ついただきます。この点は、特に八田政務次官に、予算関係のさらなる飛躍的な獲得について、もとよりお望みだらうと思いますので、この際御決意を承つて、私の質疑を終わりたいと思います。

車輸送、トラック輸送等がござります。ところが、聞くところでありますと、今度東京の中央卸売市場では、何か週休制をとるということで、日曜に休む、それから、京都ではもうすでに休むということを決定した、大阪でも日曜を休むというような意見があるようでございます。これは、もちろん、働く人を休ませなければならぬから、労働問題とからんでそういうことも必要であることは申し上げるまでもございませんが、もしこれが全国的に日曜が全部休むことになりますと、貨車の滞貨といふものは非常に大きな問題に相なると思います。東京市場には、私はしょっちゅう行きますが、大体百五十車くらい一日に入つております。大阪でもこれに劣らないくらい入る。それが、そのはか京都、名古屋、各市場が全部休むことになりますと、冷蔵貨車といふものは何千車といふものが停滞するということになるのでございますが、そうしたことになりますと、現在冷蔵貨車が不足であるから何とかこれを増配をしてくれといふような声が大きいときに、一齊に休むといふことになれば、魚が全部一時ストップします。ストップすれば経費もかかることはもちろんでございますが、とにかく、貨車の輸送面緩和ということ是非常に大きな打撃を受けるものでございますが、そういう声が上がつていいかないかどうか。それから、東京では日曜を休む、京都でも日曜を休む、大阪でも休むといふような声が上がつておりますが、これが事実かどうか。ます

つきましては、多年の問題であります。東京では、御承知でございますように、従来は二の日に休んでおりました。これが週休制になると普通の月で三回が四回になる。これについいろいろまた貨車の問題を考えなければいけませんけれども、問題はむしろ関西にあると思います。関西につきまして、京都、大阪あるいは神戸という大きな市場に出荷します陸揚げ地は、下関、福岡あるいは長崎というところがおるな出荷地であります。従いまして、これらが同時に同じ日に休まれますと、貨車繰りにつきましてはここに配車課長も来ておりますからそちらから御説明願えると思いますが、貨車繰りから言っても非常に不効率であり、非常に混亂を生ずるおそれもある。私どもとしては、その間の調整について、たとえば大阪と京都と神戸は日をずらして休むようにしてもらいたいというふうなことで、今いろいろ指導をしております。まだその結果ははつきりいたしませんけれども、少なくとも、ただいまの貨車繰りの問題からいきますと、一ぺんに関西で休まれると大へん困った問題になる。こういうふうに考えておられます。

いう指導なり、あるいは法律に織り込んでそのように実施させるといふことがであります。これが、中央卸売市場法によるまして規制しているようあります。これらは、中央卸売市場法によつて、農林省の農林經濟局を通じまして指導をしておるのが現状でございます。たゞ、私どもは、漁業生産者の方のお立場から、先ほどのようなことは強く申し入れてあるわけでござります。

○川村(書)委員 配車関係の方がおいでになつておるそうですが、先般もお聞きした通り、冷蔵車が非常な不足をしておるということございますが、今度の運賃値上げにからんでサービスの改善をするということを總理大臣も言っておられますし、さらに農林大臣も言つておるようであります。現在大体どの程度の冷凍貨車があつて、どういう配置をしておるか、地方的に、九州に幾らとか、あるいは北海道に幾らとか、近畿には幾らといふような配車をしておるのか、その点を明らかにしてもらいたい。

○武田説明員 お答えいたします。

冷蔵車は、今大体四千三百両ほど運転しております。貨車の回転効率は全国平均いたしますと一七%くらいと、な冷蔵車の配置について資料を持って参りませんでしたが、当面の問題は、北海道におきまして、サケ、マスの水揚げ場の方へそのうち約六分の一、百両ほど回しまして、一日百両ないし

百五十両くらいを本土との間を往復させております。  
それから、今後の輸送上のサービスの向上と申しますか、どのような手段を考えているかという御質問に対応するお答えでござりますが、列車輸送力はそのものはだいぶ直ちに格段の改善というわけにはいかない。しかしながら、貨車におきましては、特に常蔵輸送力はここ数年来大体年に二百両ないし三百両ずつ増加して参っておりまして、今後も需要は当然強くなるございますから、そういうような措置をとることにいたしております。と同時に、また、需要が一番盛んであります年度前半にその貨車を落成させて参るようにならうにいたしました。さらに、絶対輸送力そのものは問題がござりますけれども、スピードを上げるということはある程度可能でございまして、過去においてもやつて参っておりますし、今後も計画をしておるところであります。たとえば、長崎から名古屋に参りますのは、従来三日置きでありますたのを二日置きにする、あるいは、北海道から東京市場に参りますのは、四日ごとであります。が、それを三日ごとにするように、スピードを上げるというような計画を進めております。まだこれは計画でありますまして、多分そのようなことが今週くらいいからできると存じておりますけれども、そのような面で逐次改善を進め参りたい、このように考えております。

す大体四年間あげておりますが、アジに至りましては、三十四年に二十七円が生産地の卸売価格になっておりまます。それから消費地の卸売価格が四十五円、小売価格に至つては百二円、それから、サバに至りましては四十円のものが小売価格に至りまして九十七円、スルメイカについては、十七円が八十円というふうに、非常な大きな幅がござります。こうした幅は、卸は安くとも小売は高くして消費者に負担させておることは明らかでございます。こういう点におきまして、指導監督の任にありますところの水産庁として何か手を打つたことがあるかどうか、それから、手を打てないものかどうか。生産地が安かつたら消費地にも安く食わして、食せんをにぎわして栄養をとっていただくといふことが建前でありますのに、こういう大きな幅があるのは何か矛盾があると私は考えておりますが、矛盾があるならば、どういう点が矛盾か。さらに、改善すべきところがあつたらどういう点を改善しなければならぬかというと、はつきりお答えを願います。

いといふことは十分言われるわけでござります。

まず第一に、生産地と消費地の卸売価格の問題は、輸送経費あるは目減りの問題等がござりますが、これらの点につきましては、産地市場問題協議会におきましてお当然議論して、どこにどういうパーセンテージでどういうものがあるかという点を解明して参りました。

それから、小売価格と消費地卸充価格のマージンにつきましては、ここで御指摘されるまでもなく、從来から非常に価格差が大きいということは言われているわけでございます。この点につきましてはたしてどうすべきか。原因として考えられるることは、どうも小売店当たりの取り扱い数量が少なうようなことが言えるのではないか。しかし、これにつきましては、行政方がそこに介入するといふことは、私経済そのものの中に介入するわけでありまして、実際問題としてはなはだやりにくい、やるのはいかがかと思われます。はたして成功するかどうかわかりませんけれども、われわれまだ思いつきの程度を出ておりませんので、申し上げるまで至つておりませんけれども、一つの標準販売店みたいなものを利用して、たとえば季節々々により魚の入荷というのがおのずからありますし、やはり、その日に大量に入れればなるべく消費者の購買力をそそるという意味で、その調理法も兼ねて、テレビで放送するとか、テレビで放

ビで相場等も小売であればどのくらいになるということを知らせることを考

えてみたらどうか。ただ、私どもの行政として、今そこまで踏み切つているわけではありません。こうしたことでも一つやつてみたらどうかといふことを今寄り寄り考えていくわけでございます。

○川村(善)委員 もちろん、生産地卸格は、加工原料等も含めております

から、安くなっているでしよう。サン

マのときは、かすに落とすといふこ

とになると最低でございますので、ま

あ安くなっていることはわかりますけ

れども、しかしながら、消費地の卸売

価格と小売価格といふものを見まして

も、はなはだしきに至つては二倍以上

になつてゐる。どの点から考えましても

も小売価格が高い。そこで、高いこと

を作りたいという御意思があるよう

になりますが、全漁連等でいわゆる標準店のと

きものを各地でやらせて、そして、多

くの消費者に、これがこういう卸売価

格であるから小売は小売でこうなるの

だ、これで間に合うのだというこ

と、これは口先でなく実行に移してこ

そ、ほんとうに生産者の価格もよく

なつて流通対策面が万全を期せられる

次に、試験研究について先ほど大野先生も触れられましたが、試験場等では試験をしております。結果がいい悪いことはあまり民間には発表しないことがあります。たとえて申しますと、イカを原料としたチーズができるとかソーセージができるとかいうことを私は常に聞いております。それができると言つておりますが、はたしてできたのかどうかという結果については私は一回も聞いておりません。しかも、実を言うと、私の方でも、北海道の試験場にパントをくれとすることを申し出ましたところ、断わられた。企業化してよいものならばやはりわれわれもやらないで、これまで間に合うのだというこ

と、これは口先でなく実行に移してこそ、ほんとうに生産者の価格もよくなつて流通対策面が万全を期せられるというところまでいくのではないか、ませんけれども、われわれまだ思いつきの程度を出ておりませんので、申し上げるまで至つておりませんけれども、一つの標準販売店みたいなものを利用して、たとえば季節々々により魚の入荷というのがおのずからありますし、やはり、その日に大量に入れればなるべく消費者の購買力をそそるといふ意味で、その調理法も兼ねて、テレビで放送するとか、テレビで放

送するとかいうことでなければ、ただなるのではありませんが、そういうことをおやじにあります。どうか、長官は、勇気をふるつて、そういう趣旨でやろうと思います。われわれの方としまして、成果がはつきりしないということであります。されわれの方としまして、成果のはつきりした、これが一般の民間で獎励されるべきものがあれば、これにつきましてあさて一試験研究機関の中にこまれを閉じ込めておくといふ趣旨は毛頭ございません。今後そういうものがありません。ただ、魚の利用の面、応用面につきましての問題は、従来のように単に魚を緩和するために標準店のとくものを作りたいという御意思があるようになつてゐる。どの点から考えましては、いかがな一件事情でございまして、まだ実験段階で、よく成果が得られないといふことについては努力をするといふことにしていただきたいと思いま

す。

○西村(健)政府委員 先ほどもちょっとお話ししました。今川村委員御指摘

することは直ちに実行に移すべきだと考

えています。どうか、長官は、勇

氣をふるつて、そういう趣旨でやろう

と思います。

○湯山委員 国鉄の配車課長さんがお

見えになつておりますので、今の配車

に関連してお尋ねいたしたいと思いま

す。それは、この法律を出す一つの要

素になつたものが輸送の関係にある。

そこで、特に重要なのは国鉄輸送の問

題だと思います。そこで、水産庁の方へ先にお尋ねして、それに対しても

ただ、魚の利用の面、応用面につきましての問題は、従来のように単に魚

だけの問題ではないかと思われる問題

です。

○西村(健)政府委員 私、申し上げた

セージに使う、——皮を薬品で処理す

るということのようです。しかし、こ

れはよく調査いたしまして、間違いがありましたならば取り消しますし、また場合によりますればもつとほつきましたことも機会を得まして申し上げたいと思ひます。

○西村(健)政府委員 先ほどもちょっとお話ししました。今川村委員御指摘

とお伺いたしたいと存じます。

私は効果があがらないと思っておりま

す。であるから、考えて、いいといふ

価格を知らせるということだけでは、

政として、今そこまで踏み切つている

わけではありません。こういうこと

でも一つやつてみたらどうかといふこ

とを今寄り寄り考えていくわけでござ

ります。

○大野(市)委員 今のイカの問題です

が、ソーセージもそうですが、かまぼ

こは実はもう作つて売つております。

そこで、ただそら考へて、そらして、そらしておつて、民間に出すのにどうだこ

うとと言つております。

○西村(健)政府委員 今イカの問題です

が、ソーセージもそうですが、かまぼ

こは実はもう作つて売つております。

度あればいいかといふ問題につきまして、これは、実は、全部の魚をそのまま冷凍貨車で輸送するという場合には比較的簡単に答へが出来ると思ひます。サンマの例をとりましても、鮮魚、あるいは冷蔵される、あるいは開きにされる、これらの点がござります。輸送

の形態につきましても、貨車輸送、それから、最近におきましては、产地からトラック輸送といふものが非常に伸びております。たとえば塩釜あたりから関西までトラック輸送しておるというような現状でございます。これらの点になりますと、道路の条件をどうすべきか、道路が非常に条件がよくなれば、トラック輸送といふものは、もとより常に伸びるということでもございますので、にわかに數字的に冷蔵貨車はどの程度あるべきかということは、私どもとしてはやはりちょっとと答えはできかねるのじやないか、こう思つております。

うのです。そういう制約の中で、いろいろ部分が解消さればうんとよくなれる、あるいはまた、こういうやうになればいいというような点がなければ、これはせつかく御説明になりまして一向説明にならないわけなので、こういう点、最も重要なポイントといふのは幾つかあるはずだと私は思いますので、それを一つお示し願いたいと思うわけです。

○西村(健)政府委員 サンマを例にとりますと、ことにサンマは季節的に非常に大量に水揚げされるものでですから、これにつきましては、毎年、サンマの漁期前に私どもの方と運輸当局と

でござります。ただ、なにせ、漁獲量そのものが氣仙沼の配車能力をこえる場合は、その冷冻貨車の運搬では問題が片づかない、こういう事態があるわけであります。

○湯山委員 今の御答弁は一般論としてはそりだと思ひますけれども、実際にこういう緊急調整をやろうとする段階の御答弁としては納得できかねるのです。私がお尋ねしたいのは、たとえば、今は何とかいう港へ沖合いからの連絡がある、その連絡がどれくらい前にあれば、たとえばもよりの駅に連絡する、そして冷蔵車の手配をするのだけれども、実際においてはこういう

の御答弁として、配車課長さんにお尋ねしたいのは、実際問題として、たとえサンマならサンマの場合、何日前くらいに緊急にこれだけ要るという連絡があれば、冷蔵車に余裕がある場合には手配ができますか。量にもよりますが、それとも、たとえば今のように十車とか二十車という場合ですね。

○ 鮮魚は国鉄の調べによりますと大体総漁獲量の四割程度が鉄道にかかるとお答えいたしました。

知をいたしますすると、その手配をいろいろすることができるような形になります。これが一般的的な話でございまして、特にどこかに急に水揚げができるたといふような場合は、もちろん冷蔵車では間に合わぬことが多いりますので、一般の有蓋車をもつてできるだけ早くそれをやるようにしておりますが、この点は、何日と一ヶ月も、ちょっと申し上げかねるのでございますが、国鉄といったしましては、「さきるだけ早くお知らせ願えさえすれば手配がつきますし、かつまた、全体の見だけなく方向別までわかりますと、さら私どもの方としては計画しやす

○湯山委員 私がお尋ねしておるの  
は、将来の問題は別として、ただいま  
緊急とならない措置がこう  
いう措置なので、そのためには、たと  
えば、今おっしゃつたようにサンマな  
らサンマに限つていいと思うのです  
が、サンマの最盛期で、しかもここで  
こういうふうにダブついたときに、こ  
ういう手配がなされればこれは克服で  
きるといふような点がなければ、こう  
いう法律は出す意味がないと思います  
ので、そういう点はどうだということ  
を伺つてゐるのです。何貨車必要だと  
いうようなどとまでを申し上げるの  
じやなくて、たとえば、きょうたくさ  
ん入るといふような場合に、前日の朝  
ぐらいまでの連絡で配車ができればど  
うだとか、あるいは、きょう入ったの  
は翌日の朝までに配車ができればどう  
だとかいろいろあると思うのです。  
現在は、三日前に言わなければならぬ  
いとか、前旬中のところまでに言わな  
ければ次の十日間の配車の手配ができ  
ないとか、いろいろな制約があると思

協議しまして、大体の配車計画を、大まかなものを作るわけでござります。それに従いまして現実の配車をして、ただくということになるわけでござります。現実の配車は、なるべくそれを計画的にするために、一昨年から、沖合いの漁船から入港する日にちを知らせしめる、あるいは、入る船が、たとえば釜石は多いということをわかれれば、その船は気仙沼に行くというよう調整しております。しかし問題は、たとえば気仙沼を例にとりまして、あそこのヤードの操車能力、さらにはまた本線との連結の問題等もござりますので、私どもの承知しております範囲では、一日三百トンが限度といふふうに承知しております。三百トンとしますと、二十二車くらいが配車能力と聞いております。私どもとしまして、それはもうと五十車も配車していただければいいわけですが、サンマの漁期につきましては、国鉄当局と連絡しまして、その配車につきましてはできるだけのこととしていただいているわけ

わけでそれができないのだという実態がなければ、輸送を改善するといつても、今のようにでは改善の余地がないのではないかという印象もまた受けけるわけです。

そこで、お聞きしていると、現在市場のサケ、マスには七百両の冷蔵車が行つておる。その終わつたあとサンマということになるわけですから、そういうことの操作もあり得ると思います。それから、沖の方からの連絡が十分つけば、たとえば前日あるいは前々日に連絡して、すぐ手配してもらえる範囲はどれくらいかといふようなこともまたあるのではないかと思います。

そういうことが実際は資料として実はほしいわけです。そうしないと、はたして輸送が険路になつてゐるのかどうか、その克服の努力をしないで、障害の実態を見ないで、これが険路だといふので、こういう方法をとるということでは、私は対策自体も不完全になる心配があると思います。

おりまして、国鉄の貨物の中で最も波動の多い貨物であります。最盛期であります十月ごろと最閑散期でござります七月、六月ごろの場合とでは倍も違うという、まことに波動の大きい貨物でございます。従いまして、かりに年間これをコンスタントに輸送するとして場合、それに必要な冷蔵車は持つておりますが、そのような大きな波がありますので、閑散期には、冷蔵車が相当遊びまして、他のものを運ぶといふ事態が起ります。また、繁忙期になると、冷蔵車が足りませんので、一般の有蓋車をさらにこれに加えて輸送するというような実態になつております。

そのような波動がござりますので、特に最も盛んでござりまする秋冬の繁忙期になりますると、国鉄といたしましては、関係各方面と御連絡申し上げまして、大体旬間の計画を立てるようにしております。たとえば、どこにどのような魚が揚がるということを、できればその前の旬の半ばごろまでに承

いわけでござります。しかし、このことは、いろいろな事情がござりまする所でありますて、今までのところ、これが非常にうまくいっていると申しては、かねるわけでござりますけれども、水産厅からも御指導をいただいておりましたし、繁忙期にはそのような手配でござります。

一番根本的な問題は、鮮魚の波動が、あまりに強うございますゆえに、これに対応した最もむだのない輸送といふのは非常にむずかしい。かつまた、鮮魚に関しましては、貨車の足が非常に長うございまして、申し上げるまでではなく、たとえば、九州の魚が大阪に参りますとか、北海道の魚が東京に参りますとかいう関係で、貨車足が最近は七百七、八十キロでございまして、普通の貨車足でござります。それだけ貨車の流通と申しますか還流が阻害されてしまう面がござりますので、そのためには、先ほど申し上げましたように列車のスピードを上げるというようなことで、

人へ食う者は多しに醉うれば　いま水りれり魚

量はでさてててこうかさつろ

少しでも遅流を早めたいと思っておりまするほかに、発着の荷主様の荷さばきをできるだけ能率的にいたしていただきますれば、それだけ貨車が早くなれますので、そのようなことをお願い申し上げておる次第でござります。

従いまして、貨車数も、先ほど申し上げました通り、大体年に二、三百両ずつふやして参っております。大体生鮮魚類は国鉄の輸送量の一%半くらいのものでござりまするが、貨車はそれと比較いたしますと三%強のものをもってまわなければ、今のような事情で、できないといふような実態になつております。

○湯山委員 そこで、水産庁長官に伺いますが、今國鉄の方の御説明を聞きますと、旬間計画をきちっと立てるといふことございます。しかし、そういうことに対しても、はたして水産局からあらまくそれを利用しておられるかどうか、それに対する対策を十分立ておるかどうか。これは、私、実際問題として申し上げたいのは、実際は漁業者の方はどこへ揚げるということを言わないのです。言えばそこで市場の値段が下がりますから、できるだけ隠すというのが今までの実態です。そうすると、実際問題として、あすどこの市場に揚げるということを前もつて知らうと思つても、なかなか知れないのです、そこで一般的なやり方しかできなない。そういう漁業者の心理といいますか、こういうことも考慮に入れなければ、國鉄の方でいかにそういう体制をお整いだいたとしても、問題はなかなかむずかしいのじやないかといふ気がします。この点、またあとでお聞きしてもいいと思いますけれども、せ

ひ御配慮願わないと、今のよう輪船で運ぶだけで能率的にいたしていただきますので、それがただ貨車が早くなれますので、これが一つ再検討願いたいと思ひます。

○西村(健)政府委員 今の点、すべての漁業につきまして計画的なものをやつているというふうには申し上げかねますけれども、サンマにつきましては、その漁期について、たとえばことならことしの全般計画のほかに、漁場の移動といふものに関連しまして旬別計画を立てております。旬別計画で配車の要求をしております。

○湯山委員 農林大臣にお尋ねいたしましたが、今回漁業の生産調整に関する二つの法律案が出ております。所得倍増計画から申しましても、基本問題調査会の答申から申しても、当然、漁業については、水産物の生産性の向上と近代化、この二つを軸として漁業者の所得の向上、経済の安定をはかつていく。これが私は基本的な態度ではないかと思います。しかも、水産物につきましては、将来所得倍増計画の目標年度においては七百四十万台トンと、毎年3%の伸びを見ていく、需要はもつと上回っているといふことではございませんが、そういうことにつきましては、前日までに、どこに揚げ港を施設するといふ湯山委員の御指摘でございましたけれども、サンマにつきましては、前日までに、どこに

陸揚げするということを通報させることがあります。従いまして、その漁場によってだいぶ違つて参りますけれども、大体旬別には、どの辺にサンマの漁場がある、そうするとおのずかにあります。従いまして、その漁場によつては、将来所得倍増計画の目標年度においては七百四十万台トンと、毎年3%の伸びを見ていく、需要はもつと上回っているといふことではございませんが、そういうことにつきましては、前日までに、どこに

は二、三割になつてしまふ、半額以下になるといふような場合が多いのですね。そういう場合に、油なんか倍くらい使つて値は三割くらいになつてしまつたといふことは、ある程度市場の需給を見て、これを半分くらいにしておいて価格が倍になる方が、一倍ないと言われますけれども、きのうおつたところにきょうも魚がいるというわけでもないわけで、それは今科学が進みましたからある程度そういう面もあるかもしませんけれども、やはり何といつても大勢としては生産制限が進みましたからある程度そういう面と一致しないようないふ形のやり方といふものは、私は、暫定的なもの、当面の緊急な措置としてならばこれはあるいは肯定できる面もあるかとも思ひますけれども、これがこんなふうな恒久的な法律になつていく。しかるは、當面はサンマに限るということですけれども、将来はアジ、サバあるいはイカと、だんだんこういう生産調整約束もあることありますけれども、社会党とのお

話で、私は、大臣の平素の御主張から言えども、そういう生産調整でやらないで、もつと別途な方法で、あるいは資金を出すにしても別な方法で、生産調整をやらないでとにかく生産性は高めいくのだといふ大原則に立つてそういう方法がなされなければならないの

することにいたしまして、私の質問はお考えになつてのこととどちらも逆行これで終わります。

○坂田委員長 湯山勇君。

端的にお尋ねいたしましたが、今回漁業の生産調整に関する二つの法律案が出ております。所得倍増計画から申しましても、基本問題調査会の答申から申しても、当然、漁業については、水産物の生産性の向上と近代化、この二つを軸として漁業者の所得の向上、経済の安定をはかつていく。これが私は基本的な態度ではないかと思います。しかも、水産物につきましては、将来所得倍増計画の目標年度においては七百四十万台トンと、毎年3%の伸びを見ていく、需要はもつと上回っているといふことではございませんが、そういうことにつきましては、前日までに、どこに

は二、三割になつてしまふ、半額以下になるといふような場合が多いのですね。そういう場合に、油なんか倍くらい使つて値は三割くらいになつてしまつたといふことは、ある程度市場の需給を見て、これを半分くらいにしておいて価格が倍になる方が、一倍ないと言われますけれども、きのうおつたところにきょうも魚がいるというわけでもないわけで、それは今科学が進みましたからある程度そういう面もあるかもしませんけれども、やはり何といつても大勢としては生産制限

が進みましたからある程度そういう面と一致しないようないふ形のやり方といふものは、私は、暫定的なもの、当面の緊急な措置としてならばこれはあるいは肯定できる面もあるかとも思ひますけれども、これがこんなふうな恒久的な法律になつていく。しかるは、當面はサンマに限るということですけれども、将来はアジ、サバあるいはイカと、だんだんこういう生産調整約束もあることありますけれども、社会党とのお

話で、私は、大臣の平素の御主張から言えども、そういう生産調整でやらないで、もつと別途な方法で、あるいは資金を出すにしても別な方法で、生産調整をやらないでとにかく生産性は高めいくのだといふ大原則に立つてそういう方法がなされなければならないの

○川村(善)委員 私、まだ長官に質問がござりますけれども、社会党とのお約束もあることありますけれども、大臣が参りましたので、私は次の機会に質問

じゃないかと思ふのですが、そういう点から言うと、確かに所得の向上・維持という点から言えばおっしゃる点もわかりますけれども、それにしては方法がまずいんじゃないか。ただ、今のところ貯蔵の設備にしてもあるいは加工の設備にしても輸送の状態にしても一朝一夕に解決できない、そこで、やむを得ず暫定的にこういう方法をとって、近い将来に、こういう方法をとらなくていいような別な方法をみやがにとつていくんだ、こういふことなら私にはよくわかりますし、政府の御意図もわかります。しかし、そろそろではなくて、こういう生産調整の方法をさらに拡大していくて、イカにも及ぼす、サバにも及ぼす、あるいはアジにも及ぼすということになれば、いわゆる多獲性の大衆魚といふものが全部生産性の向上と逆な方向で価格安定がはかられていく。そこに私は大へん大きな問題があると思いますので、そういう点について大臣のお考えを伺いたいわけです。

でサンマが食べられるときの価格を維持する数量は一体どれだけか。それを貯蔵保管して、もう一べん冷凍なら冷凍にして売れるものにしての価格はどうか。これは、インスタント食品のカシ詰などにサンマなんかがありますが、実際言つて、いろいろ研究はされていますが、あまりうまくないものですよ。これだけの費用をかけて貯蔵保管できるかどうかということが根本的に考えられていいかないと、これはやはりとつておいても無理だと思いませんね。それを、あなたの方のお話のように、極端に言えば、多獲性大衆魚を政府が買い上げて、安くなつても政府が何とかせいといいうなら別ですが、ここにやはりむずかしい点がある。将来いろいろ研究はいたさなければなりませんが、その点は、むしろ、将来のサンマならサンマの需要面といらものをいかれていくつ、それに相応する形において貯蔵保管もし加工もするという形でなければならぬ、それがまず第一だと思います。ただ、今までのものが一番高いのですから、それをいかにして市場に出して有利に売るかということは、先ほど申し上げたように、これをとるために出した油その他の費用をよけい使つて、値が三割くらいにも落ちたといふことになると大へんなことになるから、そういうことをきせるよりは、従来通りにとつておいて有利な価格で売った方が得であるし、それでもたくさんとれたら一応貯蔵しておいて売るということですが、そこはかなりむずかしい問題を包藏してあると思うのです。全般的な問題としてはさらに私ども深く考えてみたいと思います。

○湯山委員 全般的の問題として御検討を願うということですが、私は実はサンマのことはよく知らないので大へん残念なんですが、ただ、大臣のおっしゃったとの農産物とは違つてといふ要素は、私はむしろ大臣の言われ逆の意味のことを申し上げたい。というのは、農産物ならば、きょうとらなくとも、ありまするという手がありますけれども、魚の場合はそういうことがございません。そこで、私どもの知つておる範囲で申しましても、漁業者といふものは、少々値段が下がつても、たくさんとれる方が景気がよいし、それをしていなすというようなことは、実際はその心理に合わないやり方です。そういうわけで、しかも需要は国の中にずっと少なくして、しかも需要は国の中にずっと別途の対策があるのじやないかといふ点があるのですから、生産性を高めていくという観点から考えた場合にはもつと別途の対策があるのじやないかということが一点です。第二点は、サンマの場合は今のように最終的にはサンマかまで安定をはかつていいこう、イカの場合はスルメイカでやろうとなさつておるのかもしれません、この制度を拡大するといふやうにおっしゃつても、実際はこれと同じような形でアジ、サバに拡大していくことはほとんど不可能ではないか。これは大臣が今おっしゃつた以上の困難な問題があると思います。そういうことを考えていけば、もつと別途にこれを解決する道を考えないと、この一本やりで多獲性大衆魚の価格の安定をはかつていこうというのは、実際問題から考えても、あるいは漁業者の心理という点から考へても、あるいはこれを拡大するという点から考へても、いろいろな

点から、むしろ大臣の言われるのとは別な意味での非常にむずかしい問題がたくさんあると思います。そういう点から、もう一べん向きを変えて御検討を願うことはできないものかどうか、これを一つお伺いしたいわけです。

○周東国務大臣 この点は、私ども、次の段階では、漁業に関する基本法とでも申しますか、これをぜひとも考えたいと思います。この魚価安定基金法案なり漁業生産調整組合法案といふものは一つの先行した制度ですが、漁業全体に関する基本政策を考えたいと思います。これはこの前の委員会でも私はこの席で申し上げたと思います。これは国会が済んだら取り組んで基本法の制定にかかりたい。この中には、漁業というものと農業というものの特殊性、違った点を生かしながら、それに相応した対策を、生産基盤から、漁場の問題から、漁業権の問題から、さらには魚価の問題も織り込んで考えていくたい。そういう場合にはよく全般的に考えて研究いたしたいと思います。

○湯山委員 そうすると、大臣の御答弁から、この措置は、実際にはサンマ漁業の方ではすでに自主的に行なわれておる、そういうことに対して政府としてもこれを取り上げて、これに対する何らかの意味の物心両面の援助を与えていこう、ただし、こういう方法だけで多獲性大衆魚の価格の安定をはかつていいけるかどうかについては疑義があり、問題が多い、従つて、これはある意味では暫定的なテスト的なものであつて、将来抜本的に考える、こういふ含みを持った大臣の御答弁であると私は受け取りたいのですが、それなら

ばそれで了解できるのですが、いかがなものですか。

○周東国務大臣 非常に御熱心ですが、私は、これはサンマに対してもは一つの対策であつて、疑義があるけれどもこれをやるというのではない。一つの対策だと思います。しかし、あなたがお話しのように、ほかのすべての魚も同じようにやれるかとおっしゃるところ、それはそれぞれ違うであろう。また、サンマについても、これだけでいいかどうかはさらにもう研究いたしますから、日進月歩、これに対しても必要的な問題があれば改正を加えていくことも考えておりますが、提案する以上は、このものは悪いけれども出したたまうのではなくて、これはこれとして大きな意義があると考えて出しております。

○湯山委員 どうも大事なところで食い違うのですが、この法律を出した意味は、私は、今おっしゃったような意味において好意的に認めております。サバとかアジとかイカとかに拡大するといふことはもう決定しておることなんですが、するがしないかを検討するといふ段階ではもうなくなつておると思います。そうなると、今言いましたような意味で、これはサンマの場合は一応これでいいけれども、全体的には恒久的に抜本的に考えてこうというふうに解釈することが妥当ではないかと私は思いますので、そう解釈してよろしくうござりますかというわけですか、そなならうだとおっしゃつていただけばまことに簡単なんです。

○湯山委員 全般的的問題として御検討を願うということですが、私は実はサンマのことはよく知らないので大へん懶怠なんですが、ただ、大臣のおっしゃったこの農産物とは違つてといふ要素は、私はむしろ大臣の言わされた意味のことを申し上げたい。といふのは、農産物ならば、きょうとらなくとも、あすとるという手がありますけれども、魚の場合はそういうことがございません。そこで、私どもの知つておる範囲で申しましても、漁業者といふものは、少々値段が下がつても、たくさんされる方が景気がよいし、それをいなすというようなことは、実際はその心理に合わないやり方です。そうじやなくて、しかも需要は国の中についぶんあるのですから、生産性を高めていくという観点から考えた場合にはもつと別途の対策があるのじやないかということが一点です。第二点は、サンマの場合は今のように最終的にはサンマかすで安定をはかつていこう、イカの場合はスルメイカでやろうとなさつておるのかもしれないが、この制度を拡大するといふふにおつしゅつても、実際はこれと同じような形でアジ、サバに拡大していくといふことはほとんど不可能ではないか。これは大臣が今おっしゃつた以上の困難な問題があると思います。そういうことを考えていけば、もつと別途にこれを解決する道を考えないと、この一本やりで多獲性大衆魚の価格の安定をはかつていろいろ点から考えても、いろいろな

点から、むしろ大臣の言われるのとは別な意味での非常にむずかしい問題がたくさんあると思います。そういう点から、もう一ぺん向きを変えて御検討をお願うことはできないものかどうか、これを一つお伺いしたいわけです。

○周東国務大臣 この点は、私ども、次の段階では、漁業に関する基本法とでも申しますか、これをぜひとも考えたいと思います。この魚価安定基金法案なり漁業生産調整組合法案というものは一つの先行した制度ですが、漁業全体に関する基本政策を考えたいと思います。これはこの前の委員会でも私はこの席で申し上げたと思います。これは国会が済んだら取り組んで基本法の制定にかかりたい。の中には、漁業というものと農業というものの特殊性、違った点を生かしながら、それに相応した対策を、生産基盤から、漁場の問題から、漁業権の問題から、さらには魚価の問題も織り込んで考えていくたい。そういう場合にはよく全般的に考えて研究いたしたいと思います。

○湯山委員 そろすると、大臣の御答弁から、この措置は、実際にはサンマ漁業の方ではすでに自主的に行なわれておる、そういうことに対しても政府としてもこれを取り上げて、これに対する何らかの意味の物心両面の援助を与えていこう、ただし、こういう方法だけで多獲性大衆魚の価格の安定をはかつていけるかどうかについては疑義があり、問題が多い、従つて、これはある意味では暫定的なテスト的なものであつて、将来抜本的に考える、こういういふ含みを持った大臣の御答弁であると私は受け取りたいのですが、それなら

○周東國務大臣 非常に御熱心ですが、いかがなものですか。  
が、私は、これはサンマに対しても一つの対策であつて、疑義があるけれどもこれをやるというのではない。一つの対策だと思います。しかし、あなたの話のよろに、ほかのすべての魚も同じようにやれるかとおっしゃると、それはそれぞれ違うであろう。また、サンマについても、これだけいいかどうかはさらにもう研究いたしませんから、日進月歩、これに対する必要な問題があれば改正を加えていくことも考えておりますが、提案する以上は、このものは悪いけれども出したといふのではなくて、これはこれとして大きな意義があると考えて出しております。

○湯山委員 どうも大事なところで食い違うのですが、この法律を出した意味は、私は、今おっしゃったような意味において好意的に認めております。サバとかアジとかイカとかに拡大するということはもう決定しておることなんですが、するがしないかを検討するという段階ではもうなくなつておると思います。そうなると、今言いましたような意味で、これはサンマの場合は一応これでいいけれども、全体的には恒久的に抜本的に考えて、こうといふように解釈することが妥当ではないかと私は思いますので、その解釈してよろしくおございますかといふわけですから、そなならそなだとおっしゃつていただければまことに簡単なんです。

○周東国務大臣 それは今申し上げた通りです。ほかの問題はこの通りには

いくまいから、よく全般の魚価対策といふものは考えます。

○湯山委員 それで大臣の御答弁は了解することにいたしまして、サンマの場合にも私はまだ問題があると思いまので、一、二点、これは長官から主

としてお答え願いたいと思うのです。  
昨年やつた実績から、サンマについていろいろな調整措置が自主的にとられているが、それによつて調整されたサンマの量はどれくらいで、それだけの量を調整したことによつて実際に所得が上がつた、価格の低下を防ぎ得たという金額は一体どれくらいになつておりますか。

○西村(健)政府委員 昨年は、海況と申しますか漁況は非常に変化しまし

で、サンマは近年になく不漁でございました。最近わかつたところによりますと、二十八万七千トン程度である。従いまして、昨年は、いろいろ調整保管というような施設を実施するに至りませんで、魚価も非常に高いところであります、こういう次第でござります。

○西村(健)政府委員 調整措置といふ言葉で私はちょっと誤解してお答えしました。今度漁業生産調整組合でやろうとしておるような生産調整、これは自主的に調整をいたしたわけございません。ただ、魚価の安定のために魚かずを調整保育するという面につきましては、漁獲量が少なかつたために一ただ一部ございます。九千二百俵ばかり、これは北海道であつたと思ひますては、漁獲量が少なかつたために一ただ一部ございます。九千二百俵ばかりが調整保管を実施しておる。そういう

趣旨で私申し上げたわけです。漁業の生産の方の調整は、これは全体の漁獲

量が少なかつたせいもありますけれども、船積みの一隻当たりの制限といふようなものにつきましてはやはり相当効果があつた。こういうふうに聞いて

○湯山委員 それはちょっと納得できかねる。昨年はサンマは不漁であつて、遠方から行つたものはほとんど漁が少なかつたために困つて帰つてきておりました。

地元の方で非常に要求しておるといふ

し、それについては政府の方でも資金手当もするということになつておるのですから、それでは、昨年でなくしても、一昨年でも、どの程度の生産調整が行なわれて、それによつてどの程度実際に利益を得たか、こういうことの資料がなければ、一体この資金がはたした役目を果すことは不可能である。

運用益ではたしてこの目的を達するだけの調整ができるかどうかわからぬい。やつたために一そう赤字があえ、借金があえというようなことになつてもまた工合が悪いと思ひます。この資料がなければ、一体はたして調整でよかつたのか悪かつたのかの判断も、ただ勘でやるしかないわけです。それじやどうも私は御説明としてはいたただきがねると思います。で、そういう資料ははたしてないものかどうか、ないけれども地元の要望があつたのでやつたのだということなのか、その辺、もし資料がなければ経緯でも明らかに

していただきたいと思います。

のうちに、サンマの船が必ずしも甲子字でなかつたものもあつた。こういふ御指摘がありました。これは、なるほど一般的に魚価はよかつたわけですが

小さいのは十トン以上から、百五十トン  
いますけれども、何せ三千隻以上の  
ところまでの船が操業いたしますので、漁場は特定いたしておりまして、その中には操業能力も劣つておるところの格好で漁獲の落ちたものあると  
うよいよ思います。それから、サンマの調査  
整措置について、休漁日の設定とかの問題  
といふは積載制限というような問題、こ

れにつきましては、率直に申し上げまして、サンマ漁業者が従来大漁貧乏にして、

泣かされておるといふところの経験的なものから出して、こういう措置をとつたらどうかということは、われわれもその現実を見まして、それから業界の要望もありまして、そういうことを自主的にやつたわけでござります。従いまして、漁業生産調整組合で休漁

いは積載量の制限あるいは揚げ場所による制限がある。これはやはり一連のものとして、生産者もそれらのものを一般として要望しております。それは、個々の漁業者としては、多少はそこに自分として抜けがけをしたいという気持もありましょうけれども、全体としてこれはどうならなければならぬといふ氣分も受けまして、私どもとしては、こういう措置をとろう、こういったことになったわけであります。もちろん、今後、生産調整組合ができました場合におけるときまして、あるいはその年の漁況と

いろいろなものにつきまして、陸上における輸送力とか処理の問題と関連

まして改善していくなければならない問題は多くある。これらについては考えております。

たしたいと思うのですが、先ほどは産性の問題についてお尋ねしたのですけれども、実は、今長官から御答弁いただきましたように、この措置は、そういう数量的な資料に基づいて農林省の方の御判断でなされたものでなくして、実際は、大漁貧乏という具体的な実、それからやつてきた実績、そういう経験的なもののがもとになってできました。

おるわけですから、はたしてその通り  
成果があがるかどうかについては疑義

かあると思ひます。  
それはそれとして、漁業の近代化したことには、今のような場合に、漁業を近生化していくというのは、漁法の改善ということは、一そりよけいとれるわけですが、すからそれは別として、その他の流連面につきましても、この点で、

やはり、貯蔵庫を設けていくとか、加工場を作るとか、輸送を合理化していくとか、そういうことが実は近代化の要素としてはなされるべきであって、生産調整、今のようない量を制限するというような措置は、これはとる対策としては下の下であるというように私は思うのですけれども、大臣もその点だけは御同感だと思いませんが、いかがでありますか。

とられたものの総量を価格に見積って漁業就業人口で割つて一人当たり所得

がふえなければ、生産性が上がつたと言えない。なるほど物量はふえたけれども、価格は暴落した、そしてそれを合計したら前より減つたということに

なると、これは所得の面から見まして生産性が上がったとは言えない。だから、それは、私は、漁業のことをものについての生産性の向上は、少ない労力でよけいとつて、その魚がよりよく売れる、こういう形に持っていくのにはいかにするか、こういうことがこれからからの漁業の生産性向上について考えなければならぬことである。それで、

今後のサンマのこときものは、ある時期を画しての多獲性のものであって、

海がまっ黒になるくらいで、それを  
とって売りに出しても、とてもそれ  
は価格は下がって投下資材の方にも引  
き合わぬということになつてはいかぬ  
のであって、それは漁業者が自主的に  
調整をやっておる現状でございまます。  
それを政府に応援を求めてきておるわ

てみてたのですから、これは私は一つの考え方であると先ほども申しておるわけです。しかし、これをそれじゃすべての魚種にやれるかということになると、なかなか困難なものもありましよう。しかし、ものによつては、これを活魚の方法で生かして育てるといふこともあるかも知れぬ。また、ものによつては、冷凍にしておいてもあとに返して鮮魚と同じに売れるものもあるかもしれません。こういふものの、色々の特殊性を考え、すべての取引形態を考え、また、貯蔵保管の方法を考え、そして市場制度を考えいくといふ

ことは、これは魚価のために今後どうなればならぬ重大な点だと思います。だから、私は、基本において生産をもつとふやした方がいいのではないかということはけつこうだけれども、ややした結果漁業者に損にならないような形にやつていきたい、こう思つております。

○湯山委員 大臣 これは農業基本法の質問と違つて、選択的拡大の問題ではないと思うのです。多獲性大衆魚にしても需要が頭打ちしないようになると、いふことを基本問題調査会の答申でもはつきり書いてあります。そうすれば、これによつて価格が安定せずして生産性が阻害されると、いふようなことがあつてはならない。もしさういうことがあれば、私は、それはどる方の責任ではなくて政治の責任だと思います。それから、漁業の近代化といふことも政府のきわめて大きな基本方針です。その近代化といふことは、やはり、何といつても、冷蔵庫をふやしていき、加工場をふやしていく、そういうことでなければならぬのであって、輸送も、地元の漁協あたりがやるのは、ではなくて、やはり、農林省、運輸省、こういう大きいところで解決していくこと、いふことでなければならぬと思います。こういふことをやつた上で、それでもどうにもならないといふものについて今言われたような措置をとられるといふのなら、これはまた別ですけれども、さうではなくて、そのどれもたゞだといふのでは、これは漁業者の方がかえつて泣くような結果になるのではないか。ことに、さつき申し上げましたように、サンマの場合は、自主的に調整をやつたからそれぞれ連

絡もあると思いますけれども、法律で  
きめられて、そうして通報をするとい  
うことになつて、それが一種の強制と  
いうことになれば、これはその情報が  
また敏感な市場に反映して値段が下  
がつくるといふようなこともないと  
いう保証はできないです。實際それほど  
市場といふものは生産者よりも敏感  
ですから、そういうことにもなりかね  
ないので、實際こういう方法をとると  
いうことは万策尽きてとる手段である  
と私は思うのですが、これは議論にな  
りますから、お考えがあれば聞かかして  
いただきたいのですが、私は、やは  
り、農林大臣が今まで言つておられた  
立場をとつていただいた方が妥当では

いろいろことに政府が力を入れていくよ  
ういう道もあるのではないかと思ひます  
ので、そういうことも含めて、私は  
周東農林大臣にしては、この法律はい  
かにも消極的過ぎるし、どうもあだん  
言つておられるごとく必ずしも一致  
していないような感じがして、大へんそ  
の点では残念なので、そういうことをあ  
わせて一つお尋ねいたしたいと思ひ  
ます。

よりのこと、遠洋、沖合いからとつてくるものも問題になつてくる。全体としては研究しておる、こういうことを申し上げておるわけです。サンマについてここまで出てきたことは、必ずしも政府だけが強制的にやるのでではなくて、こういうものを実際的にやつてしまつた結果を見て、それに対しても助成措置を考えよう、こういうことであります。これは、実施した結果、非常に不合理な結果を出でくるならば、これは改正しなければなりませんけれども、これはサンマに對しては一步前進しているとだと思います。

○湯山委員 今の大臣の最後の御答弁で了承いたします。ただ、おっしゃつたように、非常にこれはやり方としても問題があります。それから、実態把握についても問題があると思います。それから、もしほんとうに政府がいいとお考えになるにしては、やり方に懶気が抜けております。ですから、繰り返し申しますけれども、これはいろいろな点でいぶん問題が多いので、その一々の質問はきょうはやめますが、一つ再検討するということを確約していただいて、私はそれを信頼して質疑を終わることにいたします。

○坂田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

このレポートは、主に日本語の文法と構造について述べる。日本語は、主に漢字と平仮名、片仮名で書かれており、その構造は複雑である。日本語の文法では、主に動詞を基準とした構造が採用されている。

昭和三十六年六月一日印刷

昭和三十六年六月三日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局